

(仮訳)

プレス・リリース

2017年10月6日

安定調達比率の実施およびデリバティブ負債の取扱いについて

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は、10月4～5日に開催した会合において、安定調達比率（NSFR）について議論し、そのデリバティブ負債の取扱いについて、各国裁量を認めることに合意した。これにより、2018年1月に予定されているNSFRの実施促進が期待される。

現在、NSFRでは、デリバティブ負債に対して20%の所要安定調達（RSF）算入率を定めている。バーゼル委は、各国裁量によりこの算入率を5%まで引き下げることに関意した。

バーゼル委は、このデリバティブ負債の取扱いについて更なる見直しの要否を検討しており、必要と判断した場合には、改定案について市中協議を行う予定である。